

第2の2 パッケージ型消火設備

「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成16年総務省令第92号)第1条に規定するパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する基準は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第29条の4	第1項	
その他		「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成16年総務省令第92号)
		「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第12号)

1 設置要件

(1) 防火対象物の要件等

パッケージ型消火設備は、令第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第1(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分(指定可燃物(可燃性液体類に係るものを除く。)を危政令別表第4で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)であって、次に掲げるもの(地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。)に設置することができるものとする。

ア I型を設置することができるもの

(ア) 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以下のもの

(イ) 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000㎡以下のもの

イ II型を設置することができるもの

(ア) 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500㎡以下のもの

(イ) 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000㎡以下のもの

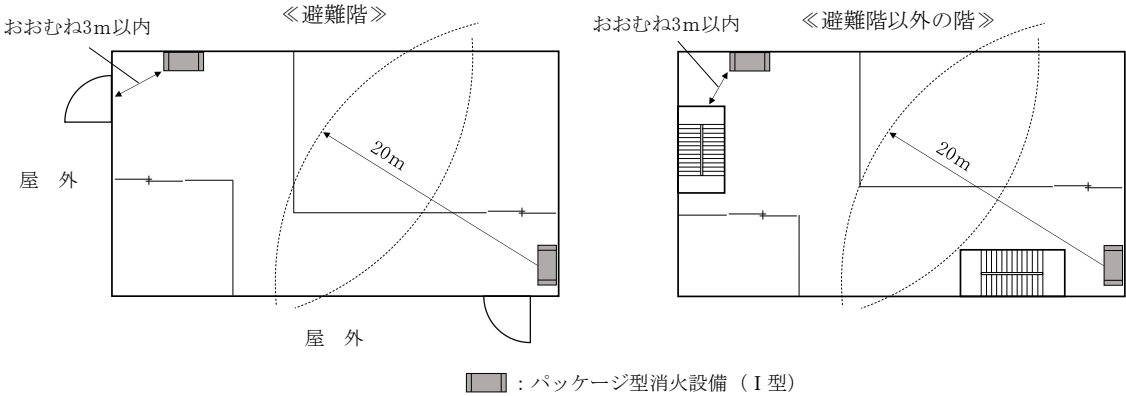
(2) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所

「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第12号。以下この第2の2において「12号告示」という。)第3に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、次のアからオまでのいずれかに該当する場所以外の場所とする。ただし、居室等に附属する便所、小規模な洗面所、人の出入りが無い収納庫及び階段室並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプスペースその他これらに類する部分は、当該場所から除くものとする。

ア 第9「水噴霧消火設備等の設置に関する取扱い」1.(1).イ.(ア)から(キ)までのいずれか

に該当する場所

- イ 規則第 30 条の規定による排煙設備が設置されている場所
- ウ 建基令第 126 条の 3 の規定に適合する排煙設備が設置されている場所
- エ 「排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件」（平成 12 年建設省告示第 1436 号）1 号から 3 号までのいずれかに該当する場所
- オ 設置部分において、次の(ア)及び(イ)により設置しようとする各パッケージ型消火設備の包含範囲内に直接屋外に至る主要な避難口（避難階以外の階にあつては、避難階へ至る直通階段。以下この第 2 の 2 において同じ。）が 1 以上ある場所（第 2 の 2-1 図参照）
 - (ア) 直接屋外に至る避難口からおおむね 3m 以内に設置すること。
 - (イ) 原則として、廊下、通路、ロビー等の共用部分に設置すること。



<第 2 の 2-1 図>

2 設置方法

間仕切り等で放水できない部分が生じないようホースの長さ、延長経路及び第 2 の 2-1 表による放水距離を考慮し、有効に消火できるように設置すること。◇

<第 2 の 2-1 表>

	Ⅰ 型	Ⅱ 型
水平距離	20m 以下	15m 以下
防護する部分の面積	850 m ² 以下	500 m ² 以下
ホースの長さ	25m 以下	20m 以下
放水距離	棒状で放射した場合において、10m 以下	

3 機器

パッケージ型消火設備は、認定品を使用すること。◇